

## 上益城消防組合ホワイトシャッタープロジェクト実施要領

上益城消防組合（以下「上益城消防」という。）は、一般社団法人 PFI 開発支援機構（以下「PFI 機構」という。）が実施する「ホワイトシャッタープロジェクト」事業（以下「本事業」という。）の理念に賛同し、これを実施するため、ここに実施要領を定める。

### （目的）

第1条 本事業は、民間企業（個人事業主を含む。以下同じ。）の社会貢献活動による支援を通じて、消防業務に必要な装備の充実を図ることにより、住民の生命、身体及び財産を保護するための取り組みを推進することを目的として実施する。

### （事業内容）

第2条 本事業の概要は、次に掲げるものとする。なお、その詳細及び具体的事項については、上益城消防及び PFI 機構が協議の上、定めるものとする。

- （1） 消防業務に必要な装備の充実化に関すること。
- （2） 民間企業の社会貢献活動に関すること。
- （3） 防災意識の啓発に関すること。
- （4） 情報発信及び広報活動に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### （協定の締結）

第3条 上益城消防と PFI 機構は、前条各号に掲げる事業を推進する為、本事業について協定を締結する。

### （広報活動への協力）

第4条 上益城消防は、PFI 機構が本事業の範疇において行う民間企業を巻き込んだ広報活動に関して、情報掲載場所（以下「広報枠」という。）を提供することを通じて協力する。なお、広報枠の場所、情報掲載可能面積、情報掲載可能期間等については、上益城消防及び PFI 機構が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 上益城消防は、前項に基づき準備された広報枠に対して、別途 PFI 機構が指定する情報を掲載するものとする。なお、情報掲載方法については、上益城消防及び PFI 機構が協議の上、別に定めるものとする。

### （本事業広報枠の媒体）

第5条 本事業広報枠の媒体は、次に掲げるものとする。

- （1） 物品（消防車両）
- （2） その他管理者が適当と認める組合の財産

### （広報枠における掲載の基準）

第6条 本事業における、掲載されるものの内容について、次の各号に該当するものは、掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反し、又はその恐れがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又はその恐れのあるもの
- (3) 基本的人権を不当に侵害し、又はその恐れのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告に当たるもの
- (8) 良好な景観の形成若しくは風致の維持を害し、又はその恐れがあるもの
- (9) 交通の安全を阻害し、又はその恐れのあるもの
- (10) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認する恐れがあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理者が広告掲載等を実施することが適当でないと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する事業者において掲載されるものは、掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反し、事業を営むもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が営むもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営むもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (5) 上益城消防組合工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成23年11月1日施行）に基づく指名停止を受けているもの又は同要領別表第1から別表第4に掲げる事項に該当する行為を行ったもの
- (6) 不正な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (7) 国税及び地方税等を滞納している者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が掲載等の対象とすることが適当でないと認めるもの

（掲載内容の基準）

第7条 前条第1項各号に該当する者の例は、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各

号に定めるところによる。

- (1) 法令等により違反し、又はその恐れがあるもの
  - ア 法令等により製造、販売、提供等をするものが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
  - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又はその恐れがあるもの
  - ア 覚せい剤その他の規制薬物（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等に関する法律（平成3年法律第94号）第2条第1項に規定する規制薬物をいう。）の使用、暴力、賭博、売春等を推奨し、肯定し、又は美化したもの
  - イ 醜悪、残虐、猟奇その他公衆に不快感を与え、又はその恐れがあるもの
  - ウ 性に関する表現であって、露骨なもの、わいせつなもの又は裸体を含むもの
  - エ 犯罪を誘発し、又はその恐れがあるもの
  - オ その他社会的秩序を乱し、又はその恐れがあるもの
- (3) 基本的人権を不当に侵害し、又はその恐れがあるもの
  - ア 他の者を誹謗し、中傷し、排斥し、若しくはその恐れがあるもの又は他の者の名誉若しくは信用を毀損し、業務を妨害し、若しくはその恐れがあるもの
  - イ 人種、性別又は心身の障害に関する差別的な表現その他の不当な差別につながる表現を含むもの
  - ウ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用し、若しくはその恐れがあるもの又は第三者のプライバシーを侵害し、若しくはその恐れがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
  - ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当し、又はその恐れがあるもの
  - イ 政治団体による政治活動を目的とし、又はその恐れがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
  - ア 宗教団体による布教推進等を目的とし、又はその恐れがあるもの
- (6) 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
  - ア 個人又は団体の意見広告
  - イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告に当たるもの
  - ア 企業、団体、学校等の祝典、記念日等に賛同し、若しくはこれらを祝福する目的で個人の氏名又は法人の名称等を掲載するもの
- (8) 良好な景観の形成若しくは風致の維持を害し、又はそのおそれがあるもの
  - ア 色デザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明であるものその他公衆に不快感を与えるもの

- (9) 交通の安全を阻害し、又はその恐れがあるもの
- ア 自動車等の運転に誤解を招き、若しくは注意力を散漫にし、又はその恐れがあるもの
- (10) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ア 組合が広告主を支持し、商品若しくはサービスを推奨し、若しくは保証しているものと誤認させ、又はその恐れがあるもの（組合が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）
  - イ 代理店募集、会員募集、副業紹介、内職紹介等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
  - ウ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し方法、支払い方法、返品条件等が不明確なもの
  - エ 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたもので、その実体、内容又は施設の所在が不明確なもの
  - オ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校でないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認する恐れがあるもの
- ア 統計、文献、専門用語等を引用し、若しくは取引等に関して表示すべき事項を明記せず、他の事業者のものに比して著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させ、又はその恐れがあるもの
  - イ 誇大な表現を含むもの
  - ウ 社会的に認められない許認可、保証、賞、資格等を表示することにより、権威づけようとするもの
  - エ 投資信託その他の資産運用に関し元本保証がないにもかかわらず、元本が保証されているかのように誤認させる表現のもの
  - オ 他人名義の広告
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理者が広告掲載等を実施することが適当でないと認めるもの
- ア 射幸心をあおるもの
  - イ 品位を損なう表現のもの
  - ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
  - エ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの
  - オ 投機を著しくあおる表現のもの
  - カ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
  - キ 占い、運勢判断等に関するもの
  - ク 通貨及び郵便切手の複写の使用

ケ 謝罪、釈明等に関するもの

コ 尋ね人、養子縁組等に関するもの

サ 人事募集又は解雇広告に関するもの

シ 暴力団若しくは暴力団員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異議を唱える内容を含むもの

(事業者の基準)

第8条 第6条第2項第8号に該当するものの例は次のとおりとする。

- (1) 調査会社、探偵事務所等
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第1項に規定する銃砲及び同条第2項に規定する刀剣類その他の危険物に関するもの
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引、同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- (4) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第11条に規定する前払式割賦販売を同条の許可を受けずに業として営むもの（同条ただし書に規定する場合を除く。）
- (5) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (7) たばこに関するもの
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続中のもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第1項に規定する更生手続中のもの

(審査会の設置)

第9条 広報媒体の種類、広報掲載の可否その他広報媒体への掲載等に関し必要な事項について審査するため、広報掲載等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、消防長、総務課長、警防通信指令課長、予防指導課長、上益城消防署長、山都消防署長で組織する。
- 3 審査会の委員長は、消防長を、副委員長は総務課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 審査会は、説明又は意見を聴く必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(審査会の庶務)

第 11 条 審査会の庶務は、総務課が行う。

(広報枠掲載の決定)

第 12 条 管理者は、管理者会議において審査会の意見等を踏まえ、広報枠掲載等の可否を決定するものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。